

駐車場利用料金の上限額等

1 駐車場利用料金の上限（港湾の設置及び管理等に関する条例 別表第3（第24条関係）抜粋）

施設名	車両の種類		
	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
臨港道路附 属駐車場	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき520円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,030円とする。	1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,060円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 3 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 現行の駐車場利用料金（大磯港臨港道路附属駐車場利用料金規程 別表抜粋）

区分	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき520円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,020円とする。	1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,060円とする。